

令和6年度 島根建連主催「石綿取扱い作業従事者特別教育」開催要項

石綿障害予防規則（石綿則）や大気汚染防止法（大防法）などの関連法令の改正に伴い、島根建連主催で関連講習第3弾として「石綿取扱い作業従事者特別教育」を開催します。

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体などの作業に係る業務に就く際には、石綿取扱い作業従事者特別教育を受けていることが必要となります。事業者が特別教育を労働者に受けさせることは義務であり、このことは法令によって定められています。

1. 開催日程等（追加開催）

会場名	開催日時	場所	定員	締切日
大田	12月7日（土） 10時～15時30分 ※受付9時30分～	島根県立男女共同参画センターあす てらす 大田市大田町大田イ 236-4 TEL:0854-84-5500	30名	11月22日（金）

※締切日前に定員に達したら申込受付を終了します。

※申込者が10名未満の場合は開催を中止にする場合があります。予めご了承ください。

2. 受講資格・対象者

- （1）満18歳以上の者
 - （2）石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業に従事する者
 - （3）島根建連組合員及び組合員事業所の従業員（事業主が組合員の場合、その従業員が非組合員でも組合員扱いとして従業員の受講は可能とする）
 - （4）上記（3）に該当しない者（非組合員、組合員の仕事関係者・知人等）
- ※上記（1）（2）（3）に該当する者及び上記（1）（2）（4）に該当する者が受講できます。

3. 受講料

- （1）組合員及び組合員事業所従業員（組合員扱いの者）
5,000円（テキスト代含む、税込み）
- （2）その他の者（非組合員、組合員の知人等）
9,000円（テキスト代含む、税込み）

4. 組合員（組合員事業所従業員含む）受講特典

- （1）島根建連LINE公式アカウント登録者（友だち登録者）は、島根建連より500円をキャッシュバックします（実質、上記受講料から500円割引で受講可）。
- （2）開催当日、会場受付でLINE登録済画面を係にご提示ください（必須）。
- （3）事前に受講申込書にLINE登録の有無をご記入ください。
- （4）島根建連公式LINEアカウント登録者への助成金制度の使用制限はありません。今後も島根建連で主催する講習会など受講料等が発生する場合に使用できますので、継続した登録をお願いします。
- （5）登録方法等は島根建連ホームページ等でご確認ください。
- （6）非組合員は対象外です。

5. 受講申込先及び申込方法

- (1) 組合員（組合員事業所従業員含む）は、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて所属組合へお申込みください（組合員⇒所属組合⇒島根建連）。
- (2) 該当組合は、受講料をできる限り一括して島根建連へお振込みください（振込手数料はご負担ください。遅くとも開催日前日迄にお振込みください）。受講申込書はメールまたはFAX提出でも構いません。
- (3) 非組合員分については、関係する組合で組合員と同様の手続きを行ってください。

6. 申込みキャンセル等について

- (1) 申込みのキャンセルについては、申込締切日までは受付します。
- (2) 申込締切日までに受講取り消しの申し出があった場合に限り受講料を返金します。返金先は申込書を提出した所属組合となります。

7. 教育内容

石綿の有害性、石綿粉じんを発散させないための作業方法、保護具の使用方法などを習得します。

科目	時間
1. 石綿の有害性	0.5 時間
2. 石綿等の使用状況	1 時間
3. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1 時間
4. 保護具の使用方法	1 時間
5. その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項	1 時間

※学科 4.5 時間

8. 教育実施

特別教育講師（委託）

9. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。詳しくは、労働局または厚生労働省ホームページをご覧ください。

10. その他

- (1) 当日は筆記用具をご持参ください。
- (2) 修了者には修了証を交付します。
- (3) 受講票は発行しません。

11. 問い合わせ先

所属組合または一般社団法人島根県建築組合連合会（電話 0852-22-3520）